

始良市農業委員会総会議事録（令和元年10月）

1. 開催日時 令和元年10月31日（木） 午後1時30分～午後3時48分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（17人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甌 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	—
8番	坂元 廣幸	18番	市蘭 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 11番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（11人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 10番委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地の利用目的変更願について
8. 議案第 6号 農地あっせん申出(借受希望)について
9. 議案第 7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について

10. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
11. 農地あっせんの経過報告
12. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
事務局長補佐兼農地係長
振興係長
農地係参事補
農地係主任主査
振興係主任主査
農政課課長補佐兼始良農林水産係長
加治木農林水産係長

	<p>始良市農業委員会総会議事録（令和元年10月）</p> <p>（大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p> <p>ただいまから、令和元年度 第7回 始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は <u>18名中、17名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p><u>なお、本日は、11番委員 から欠席届が出ております。</u></p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明。</p> <p style="text-align: center;">————— 日程第1 議事録署名委員の指名 —————</p>
議長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>『異議なし』</p>
議長	<p>それでは、7番委員、12番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 日程第2 会議書記の指名 —————</p>
議長	<p>つぎに、日程第2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の ○○事務局長補佐兼農地係長 と ○○振興係長 を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了ま</p>

	<p>での間、退席をお願いします。</p> <p>関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p>
	<p>—————</p> <p>議案第1号</p> <p>—————</p>
議 長	<p>それでは、日程第3 議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明申し上げます。総会資料は1ページからです。</p> <p>こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による、農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告日は10月31日、契約の始期は11月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、3年間で1件、5年間で4件、10年間で1件で、合計6件となっております。面積につきましては、合計13,167㎡となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の2ページから3ページになりますので、ご確認いただきたいと思えます。</p> <p>以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から6番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から6番については、原案のとおり決定いたしました。</p>

議案第2号	
議 長	<p>次に、日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から6番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明申し上げます。総会資料は4ページからです。</p> <p>今月の申請件数につきましては、6件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから6ページに調査資料がございますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 蒲生町下久徳在住の〇〇、譲渡人 蒲生町下久徳在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字下川原〇〇番 田 332㎡、同字〇〇番 田 846㎡、同字〇〇番 田 557㎡の計3筆、合計面積2,502㎡です。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。11番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和元年10月16日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。〇〇さんは蒲生地区に1,800㎡、これは畑ですが、あと、始良の住吉地区に1,590㎡、これは田ですが所有されていて、主に水稻をやっておられます。譲受を希望されている現地は、県立蒲生高等学校より南東に約400mの位置にありまして、本年まで耕作がされていなかったが、問題はございません。耕作機械についてはトラクター、田植え機、動力噴霧機、各1ですね。それと草刈り機3台を所有されておりました。労働力においては、専ら一人ですが、長男さんにも労力を提供していただくということでもございました。譲受希望箇所と所有農地を含めましたら、5,882㎡となるようです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 下名在住の〇〇、譲渡人 下名在住の〇〇の贈与による所有</p>

議 長	<p>権移転です。申請地の所在は、下名字樋渡〇〇番〇 田 1, 4 6 7 m²です。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の2番に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。13番委員です。</p> <p>令和元年10月16日に譲受人宅を訪問し、現地で確認を行いました。譲受人は、ご高齢のため、娘婿さんが常時、手伝いをなさっているのでありまして、農機具も揃っているとみえました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、3番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 蒲生町上久徳在住の〇〇、譲渡人 鹿児島市明和在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字北迫〇〇番〇畑 1, 4 3 5 m²です。</p> <p>以上で、3番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>令和元年10月13日、申請地で待ち合わせをし、聞き取りを行いました。この申請地というのは、譲受人の実家の隣が空き家になって、この空き家と隣の畑を買っていただきたいと相談があったようです。譲受人〇〇さんは〇〇に勤務して、両親と共同経営で田んぼを約1ha位耕作しています。それとまた、自家用の野菜をちょっと作っています。農機具については、トラクター、田植え機、コンバイン、防除機、管理機、軽トラック等を所有しております。労働力については、両親と内村さん夫婦の4人です。申請地は現在野菜が植えてあります。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、4番につきましてご説明申し上げます。</p>

<p>議 長</p>	<p>譲受人 増田在住の〇〇、譲渡人 東京都足立区在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、増田字水流〇〇番〇 畑 33㎡、字園田〇〇番〇 田 427㎡の計2筆、合計面積が460㎡です。</p> <p>以上で、4番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の4番に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。4番推進委員です。報告いたします。</p> <p>10月21日に、三叉コミュニティ協議会事務所にて、本人に会って、調査いたしました。現地はその前に見ておりました。譲受人はコミュニティ協議会の事務局に勤めておられて、譲渡人はおじさんにあたるといことです。譲渡人は若い時、東京に出てずっとそのままだということで、その間もずっと、田んぼも畑も譲受人が借りて耕作しておったといことです。田んぼのほうは掛干しながら、きれいに整地されておりました。もう収穫間際といことでした。畑のほうは今度の蒲生川改修の工事の残地といことでした。少ないんですけども、自分の畑が隣だといことでした。こういうことになったといことでした。そして機械のほうは、耕作に必要な、トラクター、軽トラック、田植え機、防除機、バインダー、ハーベスタ、1台ずつ持っておられて、何ら差し支えないと思ひます。この申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思ひれますので、許可相当と思ひれます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、5番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 蒲生町白男在住の〇〇他1名、譲渡人 愛知県春日井市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町白男字鼻先〇〇番 畑 299㎡、字岩戸〇〇番 畑 739㎡の計2筆、合計面積が1,038㎡です。</p> <p>以上で、5番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の5番に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。4番委員です。報告をいたします。</p> <p>令和元年10月13日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。譲受人は農地を所有され、すべて農業機械等も持っておられ、農業法人の方でも、働いておられ、役員等もやられ、何ら問題ありません。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思ひれますので、許可</p>

議 長	<p>相当と思われます。 以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、6番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 三拾町在住の〇〇、譲渡人 大山在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、大山字中宮田〇〇番〇 田 343㎡です。 以上で、6番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の6番に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。13番委員です。調査報告を行います。 令和元年10月23日に譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。譲受人と、譲渡人は親が兄弟で、以前、物々交換で田を交換した。それで譲受人が今回、登記を移転したいということで、所有権移転をするということで、現に畑も耕作されていて、農機具も揃っています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番について一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から6番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から6番については、原案のとおり決定いたしました。</p>

議案第3号	
議 長	<p>次に、日程第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から3番について、説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は6ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、岡山県倉敷市在住の〇〇。土地の所在が、加治木町木田字大阪元〇〇番〇 田、283㎡です。申請地につきましては、土地改良の事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、住宅街にあり、駐車場として利用するのに便利なためということです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。12番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題なし。申請地の位置でございますが、龍門滝温泉から北に350mの位置でございます。被害防除の現況といたしまして、東が宅地、西が田・宅地、南が市道、北が田でございます。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は特別にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、薩摩郡さつま町の医療法人〇〇理事長〇〇。土地の所在が、西餅田字諏訪前〇〇番 田、39㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、隣接する病院の駐車場として利用するということです。自己資金で</p>

<p>議 長</p>	<p>対応し、水利組合の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もございます。こちらにつきましては、隣接地の〇〇番、平成30年11月に5条許可地です。1,368㎡と一体利用し、全事業面積は1,407㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の2番に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。10番委員です。報告します。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題なし。申請地の位置は、医療法人クオラの隣接地です。被害防除現況としまして、東が市道、西が駐車場、南が市道、北が転用許可地です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実である。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、蒲生町白男在住の〇〇。土地の所在が、蒲生町白男字新留〇〇番〇畑、同字〇〇番〇田、字二ツ嶺〇〇番〇田、同字〇〇番〇田の計4筆、合計面積が3,992㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由としましては、山間部の田で耕作不便であり、イノシシによる被害もあるため、杉を植え山林としたいとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうは区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。こちらは30アール超えのため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の3番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。9番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は第2種農地ですが、その他の農地に該当するため、問題はございません。申請地の位置としましては、新留地区公民館より西に約1,200mの位置にあります。造成、その他は現況のままということで、被害防除現況としましては、東に山林、西に山林と市道、南に山林、北が河川となっております。申請実現の確実性としましては、自</p>

議 長	<p>己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項としましては、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p> <p>これより、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。</p> <p>なお、3番につきましては、面積が3,000㎡を超えており、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p>
	<p>————— 議案第4号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から9番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は7ページから9ページでございます。今月の申請件数につきましては、9件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は西宮島町在住の〇〇、譲渡人は平松在住の〇〇、土地の所在が西宮島町〇〇番〇 畑、63㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地拡張で、理由としましては、現在庭として利用しているためということです。資金のほうも</p>

議 長	<p>もう現在、庭として使われているということで不要です。また改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、顛末書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の1番に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、始良小学校から東に約50mの位置です。被害防除の現況といたしまして、東が宅地、西も宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性といたしまして、転用済のため確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきましてご説明いたします。</p> <p>借人は蒲生町米丸の株式会社〇〇代表取締役〇〇、貸人は奈良県在住の〇〇、土地の所在は蒲生町米丸字四月田〇〇番 田、1, 205㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行がありまして、農地の広がり10ha未満です。こちらのほうは農用地区域内農地ということで区分がなっております。転用目的は現場事務所4棟、59.40㎡で、理由としましては、県営農地耕作条件改善事業米丸地区1-2工区工事の期間中、使用したいとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。こちらにつきましては、令和2年3月31日までの一時転用となっております。こちらのほうは、農用地区域内農地であるため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。9番推進委員が、報告いたします。</p> <p>立地基準・農地区分は農用地区域内農地であるが、一時転用に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、米丸簡易郵便局から北に約50mの位置です。被害防除の現況としまして、東が農道、西が県道、南が田、北が農道です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証</p>

<p>議 長</p>	<p>明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人は鹿児島市中山町在住の〇〇、譲渡人は東餅田在住の〇〇、土地の所在は東餅田字東道丁原〇〇番〇 畑、同字〇〇番〇の計2筆、合計面積が360㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟、105.99㎡です。理由としましては、現在借家住まいのため、申請地を取得して、一般住宅を建築するためということです。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の3番に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。12番委員でございます。報告いたします。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、東自治公民館から北東に約250mの位置でございます。被害防除といたしまして、被害防除の現況、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が市道でございます。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人は東餅田在住の〇〇、譲渡人は福岡県糸島市在住の〇〇、土地の所在が永瀬字埼園〇〇番 畑、311㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は通路で、理由としましては、現在借家住まいで、手狭になったため、通路を確保して一般住宅を建築しますとのこと。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要です。なお、顛末書及び被害防除計画書、面</p>

<p>議 長</p>	<p>積超の理由書の添付がございます。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇 宅地、368㎡と一体利用し、全事業面積は679㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の4番に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。8番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題ございません。申請地の位置が、三船小学校から南西に約200mのところでございます。被害防除の現況といたしまして、東が里道、西が宅地、南が山林、北が市道でございます。申請実現の確実性としまして、融資証明もあり確実でございます。条件及び特記事項は特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、5番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人は鹿児島市西別府の〇〇株式会社代表取締役〇〇、譲渡人は兵庫県尼崎市在住の〇〇他1名です。土地の所在は西宮島町〇〇番〇畑、861㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が準住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、山形屋も近く住宅環境が整っているため、宅地を4区画造成するためということです。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、顛末書及び被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の5番に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。8番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題ございません。申請地の位置が、山形屋サテライト始良店から西に約30mのところでございます。被害防除の現況といたしまして、東は市道、西が宅地、南も宅地、北が宅地と畑でございます。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明書もあり確実でございます。条件及び特記事項は特にございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p>

議 長	<p>以上です。</p> <p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、6番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人は西餅田在住の〇〇、譲渡人は永池町在住の〇〇他2名です。土地の所在は脇元字白金原〇〇番〇 畑、119㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が準住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅兼店舗1棟126.69㎡です。理由としましては、自己の永住用家屋及び美容室の建築計画に至るということです。自己資金と融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、隣接地〇〇番〇 宅地320.80㎡と一体利用し、全事業面積が439.80㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の6番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。3番推進委員です。それではご報告をいたします。</p> <p>農地区分につきましては第3種農地で、問題はありません。申請地の位置ですが、焼鳥の西屋隣接地でありまして、造成の工法としましては、現状のままで不要ということでございます。被害防除の現況といたしまして、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道。申請実現の確実性ですが、自己資金及び融資証明書もあり確実であると思います。条件及び特記事項ですが特別にございません。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告終わります。</p>
議 長	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、7番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人は東餅田の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は2名です。一人目が西餅田在住の〇〇、土地の所在が西餅田字伊藤山〇〇番〇 畑、661㎡のうち428㎡です。もう一人が福岡県福津市在住の〇〇、土地の所在が西餅田字伊藤山〇〇番〇 畑、1,262㎡で、2筆合計1,690㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が準住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地として最適であると判断したためということです。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がござい</p>

議 長	<p>ます。 以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の7番に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、錦江団地公民館から西に約50mの位置です。被害防除の現況といたしまして、東が宅地と畑、西が宅地、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は特になしです。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、8番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人は平松の有限会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は永池町在住の〇〇、土地の所在が平松字切通〇〇番〇 田、555㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が近隣商業地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、職員及び事業車両駐車場が不足しておりますので、自社駐車場として利用する計画ですとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の8番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。3番推進委員です。ご報告を申し上げます。</p> <p>農地区分につきましては第3種農地で、問題はありません。申請地の位置ですが、セブンイレブンの始良インター店から西に約30mの位置でございます。それから造成工法ですが、盛土を0.8～1m、それから土留めの工法ですが、塀ブロックでだいたい1mということでございました。被害防除の現況ですが、東が宅地、西が河川、南が田んぼ、北が宅地ということでございます。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり確実であると思っております。条件及び特記事項ですが特別にございません。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>以上で、報告終わります。</p> <p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、9番につきましてご説明いたします。 借人は加治木町反土の株式会社〇〇代表取締役〇〇、貸人は千葉県茂原市在住の〇〇、土地の所在が船津字永迫〇〇番〇 田、300㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりが10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は現場事務所1棟6.90㎡と資材置場で、理由としましては、林地荒廃防止事業（永迫）の工事に伴う現場事務所及び資材置場として利用したいとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。こちらにつきましては、令和2年3月31日までの一時転用となっております。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の9番に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。10番委員です。報告します。 農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題なし。申請地の位置ですが、ろうけん大楠から南東に約250mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地と市道、西が宅地、南が宅地と市道、北が宅地です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり確実である。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 報告終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から9番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から9番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	委員	[賛成多数]
議長		<p>賛成多数により、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から9番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p>なお、2番につきましては、農用地区域内農地ということで、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p>
議長		<p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p> <p>次に、日程第7 議案第5号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。</p> <p>1番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>それでは、議案第5号 農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は10ページでございます。今月の申請件数につきましては1件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は加治木町木田在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は加治木町木田字鈴玉〇〇番〇 田、89㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行があり、農地の広がりには10ha以上の区域内の農地であり、農用地区域内農地となっております。変更後の使用目的は、農業用倉庫1棟24㎡です。理由としましては、水田まで遠距離なため、農業用倉庫を建築し、農作業の効率化を図りたいとのことです。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長		<p>ただいまの説明の1番に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	委員	<p>5番推進委員が、報告いたします。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地で、申請地の位置は加治木望岳園から、西に約20mの位置。被害防除現況といたしまして、東が田、西が農道、南が田、北が農道です。申請実現の確実性として、自己資金で確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認の意見であります。</p> <p>以上です。</p>
議長		<p>これより、議案第5号 1番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>

	委員	[質問なし]
議長		<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号 農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	委員	[賛成多数]
議長		<p>賛成多数により、議案第5号 農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
		<p>————— 議案第6号 —————</p>
議長		<p>次に、日程第8 議案第6号 農地あっせん申出（借受希望）についてを議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局		<p>それでは、議案第6号 農地あっせん申出（借受希望）についてご説明申し上げます。総会資料は11ページです。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては58ページから59ページになりますので、審議の参考にしてください。</p> <p>それでは、1番を、ご説明申し上げます。</p> <p>内容につきましては、借受です。申請者は鹿児島市照国町在住の〇〇、希望地区は、北山・漆地区で、希望面積は、3,000㎡の畑で、ハーブ栽培を予定しております。希望貸借期間は10年、希望小作料は反当8,000円となっております。</p> <p>以上、議案第6号の説明を、終わります。</p>
議長		<p>事務局の説明が終わりました。議案第6号、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
	委員	「質疑・意見なし」
議長		<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第6号 農地あっせん申出（借受希望）の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	委員	[賛成多数]
議長		<p>賛成多数により、議案第6号 農地あっせん申出（借受希望）の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第6号のあっせん申出に係わる地区あ</p>

		<p>っせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
議 長	委 員	<p>[挙 手]</p> <p>15番委員。 自薦ということでよろしいんですね。</p>
議 長	委 員	<p>15番委員です。自薦とちょっと聞きたいことがありまして。 北山、漆ということで、わたしが担当することになると思うんですが、ハーブ関係は、あんまりうちの地域でもやっていない気がして、有害鳥獣の問題とか、あと水が出る所とか、出ない所とか、そういう所というのは、直接電話して聞いた方が、よろしいんでしょうか。</p>
議 長	事務局	<p>事務局。</p> <p>はい。水は必要ないということで、排水は必要ないということです。それと、有害鳥獣の被害は受けないということでした。それと借受希望者は、鹿児島市でハーブ栽培をやっていらっしゃいますので、経験は十分だと思います。 以上です。</p>
議 長		<p>ほかにないようでしたら、事務局案といたしまして、 議案第6号 農地あっせん申出（借受希望）についての、 1番については、15番委員、12番推進委員に お願いしたいと思います。</p>
議 長	委 員	<p>「はい」</p>
議 長		<p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。</p>
		<p>————— 議案第7号 —————</p>
議 長		<p>次に、日程第9 議案第7号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>はい。それでは、議案第7号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画（貸借）</p>

	<p>と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたものですので、借主が農地中間管理機構となり、別議案として上程しております。なお、資料の14ページの11番につきましては、10番川島委員にかかる案件となっており、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、議事に参加出来ませんのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、総会資料の12ページを、お開きください。今回、始期を令和元年12月1日として設定する、募集期令和元年IV期について、ご審議していただきます。まず利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、14ページの各筆明細の一覧表で、ご確認ください。利用権設定を受ける者の氏名、または、名称につきましては、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人 です。本案件は、募集期が10月で、本市で配分計画案を作成したのちに、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を公告・認可することで、効力が発生いたします。今回中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、全体で11件、申請面積は、14,347㎡です。設定する期間はすべて10年となっております。総会資料の13ページの借換区分別集計をご覧ください。今回の設定地域は、蒲生町北地区、白男地区、上久徳地区の計3地区です。それぞれの地区の内訳につきまして、ご説明いたします。なお、設定する期間は先程説明したとおり、すべて10年ですので、期間の説明につきましては、割愛させていただきます。ご了承ください。それでは、はじめに北地区の全体は6筆の、面積7,522㎡。借換区分別は、すべて載せ替え、権利別は賃貸借のみです。続きまして、白男地区の全体は、3筆の面積4,680㎡。借換区分別は、新規が1筆の、面積968㎡、権利別は賃貸借です。次に載せ替えにつきましては、2筆の3,712㎡、権利別は賃貸借のみです。最後に上久徳地区の全体は2筆の、面積2,145㎡。借換区分別は載せ替えのみ。権利別は賃貸借のみとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、令和元年募集期IV 各筆1番から10番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第7号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、令和元年募集期IV各筆1番から10番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

<p>議 長</p>	<p>委 員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第7号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、令和元年募集期Ⅳ 各筆1番から10番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、11番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別に質疑し、採決いたします。</p> <p>11番の関係者、10番委員の退席をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委 員 (10番委員退席)</p> <p>それでは、11番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委 員 「質疑・意見なし」</p> <p>それではお諮りいたします。議案第7号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、令和元年募集期4 11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委 員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第7号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、令和元年募集期4 11番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>10番委員は着席してください。</p>
<p>議 長</p>	<p>委 員 (10番委員着席)</p> <p style="text-align: center;">——— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約報告 ———</p> <p>次に日程第10 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告を、いたします。</p> <p>10月は、3人が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（10月分）を、後ほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>

議 長		ただ今の事務局説明について、発言のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		ないようですので それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
		————— 日程第 1 1 農地あっせんの経過報告 —————
議 長		次に日程第 1 1 農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 今月の申請につきましては、特に動きはございませんでした。 以上で報告を終わります
議 長		あっせん委員から、何か報告等ございませんか。
	委 員	「報告なし」
議 長		ないようですので、 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		————— その他 —————
議 長		それでは日程第 1 2 その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
	委 員	「発言なし」
議 長		ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。
	事務局	連絡事項 ○ 県外視察研修について ○ 農業委員会委員の改選について ○ 大楠どんと秋まつりの参加について ○ 農業新聞の新規購読加入推進について
議 長		ほかにありませんか。

事務局長	<p>それでは以上をもちまして、令和元年度 第7回 始良市農業委員会 総会を閉会いたします。</p> <p>〔閉 会〕</p> <p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>
------	--

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____